

伊那佐地区まちづくり協議会規約総則

(名称)

第1条 本会は、伊那佐地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、伊那佐地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の地域は、池上、高塚、福西、栗谷、比布、石田、山路、大貝、澤、三宮寺、母里とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、宇陀市榛原石田 147-2 番地 旧伊那佐地区幼稚園内に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (2) 福祉、健康づくり、子育て支援、教育等に関する事業
- (3) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (4) 住環境整備に関する事業
- (5) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (6) 産業振興等に関する事業
- (7) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (8) 地区の団体育成に関する事業
- (9) 地域計画の策定に関する事業
- (10) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、伊那佐地区に居住する住民及び伊那佐地区で活動する各種団体 等とする。

(組織)

第7条 協議会は、本会の組織図に則って、総会、役員会及び部会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に理事を置く。
- 4 協議会に監事を置く。
- 5 協議会に顧問を置くことができる。
- 6 協議会の事務局内に広報を置く。

第1章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、本会の組織図に則って、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 理事 6名
- (7) 監事 2名
- (8) 顧問 1名
- (9) 広報 1名
- (10) アドバイザー 2名

(役員決定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに部会長を兼務することができる。会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は協議会の運営及び事業活動に伴う事務を総括する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 理事は、会務の処理及び運営に当たる。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (8) 顧問は、協議会の会務に助言を行う。
- (9) 広報は、事務局内の了解のもと、協議会と地区内の状況を広報する。
- (10) アドバイザーは、会務のアドバイスをする。

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 総会

(総会種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員の選出をもって構成する。

2 代議員は関連団体の代表者、及び協議会役員・各部会長をもって構成する。なお役員・部会長は前者の各代表を兼務することができる。

(総会開催)

第14条 通常総会は年1回、会計年度終了後、速やかに開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 規約の改廃の決定に関すること。
- (3) 役員決定に関すること。
- (4) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第3章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は監事を含む役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第4章 その他の会議

(部会の構成)

第24条 協議会に、必要に応じて課題別の部会を設置することができる。また、部会は構成員

より選出された者で構成する。

2 各部会を構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第 25 条 部会は、第 2 条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部会運営等に関すること

第 5 章 会計及び監査

(経費)

第 26 条 協議会の経費は、市補助金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 27 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 28 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 29 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第 6 章 その他

(委任)

第 30 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

細則 第 13 条第 2 項にある関連団体とは、伊那佐地区を主体として活動する団体を言う。

附則

この規約は、平成 27 年 3 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 30 年 7 月 21 日から施行する。

附則

この規約は、平成 31 年 4 月 27 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 5 月 6 日から施行する。